## 踊

新相标行時报

社会福祉法人日光市社会福祉協議会



この制度は，「元気な高齢者の方が介護保険施設でボランティア活動を行うこ とにより，本人の健康増進や介護予防に つながるとともに，社会参加，地域貢献 を通じた生きがいづくりを促進すること」 を目的としています。

## ～介雚支援ボボラテイア制度～ って何？

## 受入機関（活動先）

- 介護福祉施設サービス
- 介護保健施設サービス
- 通所介護及び介護予防通所介護
- 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
－短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
－短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 在宅介護オアシス支援施設
- その他市長が認めるもの


## 活動内容

－レクリエーション等の参加支援 または補助
－お茶出し，食堂内の配膳，下膳等の補助

- 話し相手
- 誕生会等行事の会場設営または補助
－草取り，洗濯物の整理，シーツ交換等施設職員とともにおこな う軽微かつ補助的な活動


## 【お問い合わせ先】

日光市社会福祉協議会
Tel（30）4117
日光市介護保険課 介護サービス係
Tel（21）5124

## 対象者

この制度の対象者は次に該当す る方で製。
－日光市在住で 65 歳以上（介護保険第 1 号被保険者）の方

ただし，次に該当する方は対象となり ません。
－要介護認定又は要支援認定を受 けている方

- 感染症の疾病がある方
- 疾病，負傷により入院治療が必要な方


## ススタンプ・砰価ポイン ト・交付金

スタンプ
スタンプは， 1 時間程度の活動で 1 つ， 1 日最大 2 つまで押してもら えます。

## 評価ポイント

スタンプ1つで1ポイント，年間最大 50 ポイントまでとなります。

## 交付金

1 ポイント 100 円となります。
1 回の交付金は 1,000 円から，最大 5,000 円まで受け取ることがで きます。また，申請は 1 年に 1 度と なります。


## この制度を利用したいときは．．．

## ＂登録の手続き＂

 が必要となります。（1）ボランティアとして登録し，活動先を決めます。
（1）「日光市介護支援ボランティア活動登録申請書」に必要事項を記入の上，社会福祉協議会 に申請し，「介護支援ボランティア手帳（以下「手帳」）」を受け取ります。

## 【注意事項】

申請できる方は，『日光市内にお住まいの 65 歳以上の元気な方』です。ただし，次に該当する方は申請できません。

○要介護認定，要支援認定を受けている方
－感染性の疾病がある方
○疾病または負傷により入院治療が必要な方 など
（2）登録後，活動先を決めます。初めてこの制度をご利用される方は，初回時に職員が一緒に同行します。
（2ボランティア活動をします。
活動を行った施設で手帳にスタンプを押してもらいます。
※ 1 時間程度の活動でスタンプ1 つ，1日の上限は 2 つまでとなります。
※年 2 回程度開催するボランティア研修会に必ずご参加ください。

## 評価ポイント交付金を受け取りたいときは…

## ＂交付金活用（交付）の手続き＂砋級子。

（3）スタンプをポイントに換え，評価ポイント交付金の申請をします。
（1）社会福祉協議会に手帳を提示して，スタンプをポイントに換えます。
※スタンプ 1 つで 1 ポイント，また， 1 年間の上限は 1 人 50 ポイントまでです。
※ポイントの有効期限は，ポイントに換えた日の属する年度の末日から起算して 2 年間 となります。必ず，毎年度内にポイントに換えてください。
（2）ポイントに換えたら『日光市介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申請書』に必要事項を記入の上，社会福祉協議会に申請します。
（1）手帳，（2）印鑑，（3）振り込みを希望する銀行の通帳（ゆうちょ銀行を除く）をご持参くだ さい。

【注意事項】
この交付金の申請は，1年に1度です。
ポイントを繰り越すこともできますが，1年度に受け取ることができる交付金の限度額は 5，000円（50 ポイント）となります。

また，次に該当する方は，交付金を受け取ることができません。
○登録の要件に該当しなくなった方
－評価ポイントが 10 ポイント（ 1,000 円）未満の方
○虚偽，その他不正な行為によりスタンプや評価ポイントを取得した方 など
（4）申請者（ボランティア）の指定口座に振り込まれます。
交付が決定した後，申請書（請求書）に記載のある指定口座に振り込まれます。

